

文教福祉常任委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、休会中の12月15日に開催し、今定例会において付託を受けました議案4件の審査を行いました。

説明を求めるために出席を求めた者は、市長、教育長、関係部長・課長等であります。

まず、議案第113号 平成21年度栗東市一般会計補正予算（第5号）について のうち、関係する歳出、関係する歳入・その他事項について、であります。

委員から、慎重なる質疑、意見がありました。

その主なものとして、

生活保護世帯が増えた事で、当該世帯の訪問回数は減っているのか。との質問がありました。 当局から、

保護世帯の訪問回数は、国の定めに沿って行っている。当該世帯とコミュニケーションを大切に対応を図っていく。との答弁がありました。

また、インフルエンザの感染状況について 委員から、各市内の学校の状況は落ち着いてきたようだが、今後の対策はどのようになっているのか。

との質問に対し、当局から、

現在、滋賀県は警報を出してはいるが罹患者数は大幅に減少してきている状況にある。引き続き厳重なる体制を整えるため、医師会と協議し、土・日曜日の診療や診療時間の延長したことなどを12月の広報に掲載した。

また、更なる対応として、医師会の協力の基に日曜診療を複数とする体制が整いつつあること、また、休日急病診療所では医師数を1名を2名とし、充実が図れた。との 答弁がありました。

委員から、状況が落ち着いている今に、迅速に対応をとって万全なる対応をしていただきたいとの意見がありました。

一方、児童虐待対応について、現在どのような状況か。また、家庭児童相談員や母子自立支援員の稼働については事案の内容から、一人ひとりのウエートが重いように思うが、対応職員のケアはどのようになっているか。

との質問に対し、当局から

虐待件数は今年度9月末で56件あり、昨年度は53件で、そのうち約1/3は重篤な事案として、県の児童相談所につないでいる状況にある。現在、家庭児童相談員は3名で、緊急事態で危険が迫っている場合は、この家庭児童相談員が時間外対応をしている。また、母子自立支援員も同様に、緊急時は休日及び夜間対応する必要があり、それぞれ、関係機関等と連携を密に対応している。

職員のケアについては、県主催もしくは全国レベルの専門研修を受講し、ケアと共に専門性の向上に努力している。との答弁がありました。

委員から、母子家庭とともに、父子家庭についても、その掘り起こしと支援について、民生児童委員等と協働して対応を願う。との意見がありました。

慎重審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、関係する歳入・その他事項については、原案のとおり可決すべきものと決した旨を、総務常任委員会委員長に報告いたしております。

次に、議案第114号 平成21年度栗東市国民健康保険 特別会計補正予算（第3号）についてであります。

委員から、短期保険証の発行について、高校性を含む子どもがいる世帯には保護者の滞納状況に係わらず、迅速に保険証の発給を。

との意見がありましたが、当局から、

国民健康保険制度を維持するためには、国民健康保険税の公平な負担が欠かせない。国は、郵送による短期証の一律発行は適切でないとの見解を示しており、滞納者の面会の機会を得るため、税務課と連携し、日曜日も相談日を設けて3月中に交付できる準備を完了し来庁を促した。色々な事情があっても、納入して頂いている方と、公平性を保つ為には必要な行為である。との説明がありました。

この議案は、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号 平成21年度 栗東市 後期高齢者 医療特別会計補正予算（第2号）について ありますが、

委員から、滞納者は何人で、短期証明書の対象となる方はいるのか。

との質問に対し、当局から、

資格証を発行する以前に先に短期証を発行するのが手順である。本市の場合は未納者に対しては担当者が常時訪問等を行って納付相談を受けており、現在、短期証の発行はしていない。従って資格証の発行はゼロである。

との答弁がありました。

慎重審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第116号 平成21年度 栗東市介護保険特別会計補正予算（第2号）について あります。

委員から、質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査結果の報告いたします。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。